

大阪府 新・発達障がい児者支援プラン

平成30年3月
大阪府

目 次

1. プラン策定の趣旨等について	1
2. プランの推進にあたって	8
3. 施策の体系と具体的な取組について	10
(1) 早期気づきと早期発達支援の充実	11
(2) 発達支援体制の充実	13
(3) 教育分野における支援の充実	15
(4) 就労支援と就労継続のための生活支援の充実	18
(5) 地域生活支援と相談支援体制の充実	20
(6) 専門的な医療機関の確保等	23
(7) 家族支援の充実	25
(8) ライフステージを通じた一貫した支援のための取組	27
(9) 発達障がい理解のための取組	29
4. 目指すべき姿（一覧・再掲）	31

本計画においては基本的に和暦を使用しています。2019年5月以降は、新元号に読み替えます

◆ 新プランの位置づけ

平成26年3月に策定した「大阪府発達障がい児者支援プラン」は、「第4次大阪府障がい者計画」（以下「本体計画」という。）において「支援の谷間」とされた発達障がい児者支援についての具体的な取組を進めるため、平成25年度から平成29年度までの5年間の施策を位置づけていました。

この間、同プランに基づく取組によって一定の成果が上がっています（早期発見・早期支援の体制整備など）。しかし一方で、その成果を踏まえた一層の取組が必要な課題（医療と福祉の連携強化、支援体制の面的展開、家族支援など）や、継続して取り組むべき課題（啓発、理解の促進など）、社会状況等の変化に応じ新たな取組を要する課題（法改正への対応など）もあることから、後継計画として新・発達障がい児者支援プランを策定するものです。

なおこのプランは、発達障がい児者支援に重点的に取り組むために策定した計画であるため、将来的に取組が進めば、本体計画への統合を検討します。（現在、平成30年を目途に本体計画の見直しが検討されており、大阪府障がい者施策推進協議会からは、次頁のとおり発達障がい児者支援について意見具申されています。）

第4次大阪府障がい者計画の見直しについて一意見具申一 大阪府障がい者施策推進協議会（平成29年5月）

発達障がい児者支援の充実について

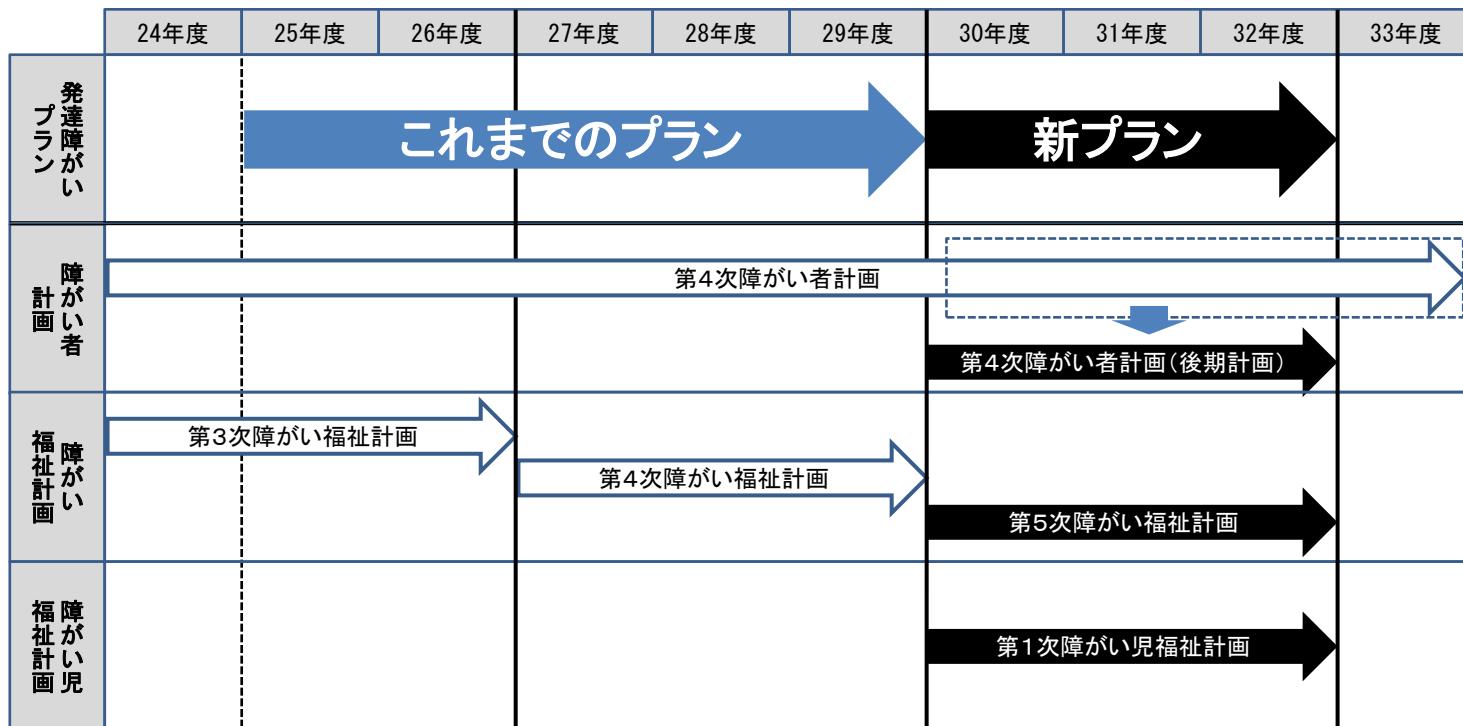
- 市町村における発達障がい児の早期発見・早期発達支援の取り組みが進むよう、乳幼児健診体制整備の推進に向けた大阪府の取り組みは引き続き必要である。ただし、以下の二点に十分留意すべきである。
 - 第1に、保護者の心情理解と十分な配慮である。保護者が子どもの障がいを受容していくには時間を要することから、ペアレントトレーニングに至る前の保護者や家族に対する支援も充実しなければならない。また、例えば、診断や受給者証がなくても利用できる事業があれば、支援を受ける際の安心にもつながると思われる。さらに、同じように発達障がいの子どもを持つ親によるサポートも重要であることから、ペアレントメンターの養成や活躍の場の拡充が求められる。
 - 第2に、地域支援体制の早急な整備である。これまでの取り組みにより、乳幼児健診体制は充実してきたが、それにより、経過を見守るべき子どもが増加している。一方、そのような子どものフォローアップ教室が不足する場合があるなど、市町村の体制が整っていないという指摘もあることから、幼稚園や保育所、認定こども園へのフォローも含め、早期発見の推進と並行した地域支援体制の充実が求められる。これは、早期発見・早期発達支援に限った課題ではなく、できるだけ身近な地域で、相談支援や専門的な療育、就労支援等を受けることが重要であり、そうした仕組みを、児童発達支援センターを中心に構築していかなければならない。
- また、確定診断の段階においては、発達障がいの診断等が可能な医師や、医療機関の充実が図られるよう、今後も人材確保等に関する継続した取り組みが必要である。
- さらに、成人期に発達障がいが明らかになった人については、就労や、職場定着といった点で困難が想定されるため、就職面での支援も重要である。
- なお、乳幼児期から学齢期、学齢期から成人期といったライフステージの変わり目で、課題の共有や支援が分断されることのないよう、切れ目のない一貫した支援を提供するための仕組みを構築すべきである。
- これらの取り組みを推進する大前提として、発達障がい児者が地域において安心して暮らすことができるよう、発達障がいに関する府民の理解促進を図るための取り組みも、引き続き推進すべきである。

◆ 新プランの計画期間

本体計画は平成33年度までですが、大阪府障がい者施策推進協議会がまとめた「第4次大阪府障がい者計画の見直しについて一意見具申一」(平成29年5月)において、第5期障がい福祉計画(H30～32)の満了に合わせ、終期を1年早め平成32年度末とすべきとされたことについて現在検討中である状況に鑑み、本プランの計画期間を次のとおりとします。

新プラン計画期間：平成30年度から平成32年度までの3年間

【参考】〈新プランと障がい者計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画の期間について〉



◆ 新しいプランの策定にあたり踏まえるべき社会状況等の変化

少子化の進展と人口減少社会の到来

大阪府の人口は、平成27年国勢調査によると883万9,469人で、平成22年の同調査に比べて、2万5,776人、率にして0.29%の減少となり、昭和22年の臨時国勢調査以降、68年ぶりに減少に転じました。また平成52年には750万人になる（大阪府人口減少社会白書 H26.6改訂版）と予測されています。

こうした人口減少が見込まれる局面において、支援の対象とすべき発達障がい児者の数をどのように考えるべきでしょうか。これまでの研究や報告によっても発達障がいの出現率自体に大きな幅がありますが、この幅が一定だとすると、人口減少のペースに応じて支援対象も減少することが基本と考えられます。

その上で、合理的配慮が進み、特別な支援がなくとも日常生活に支障を感じない人が増えれば、支援の対象はより減少すると考えることができます。しかし一方で、支援体制が整うことで本来受けるべき支援が受けられるようになること等によって、支援対象が増加することも考えられます。

このように、増減それぞれの要素が考えられますが、支援体制が整いつつある現状や、今後の研究や調査によって現在把握されている以上の発達障がい児者が存在する可能性もあることに鑑み、本プランにおいては支援対象者は減少しないと想定し、支援の対象とすべき発達障がい児者の考え方、数については次頁のとおり前プランを踏襲することとします。

支援の対象とすべき発達障がい児者について

(1) 発達障がいに関する調査研究の現状と大阪府で推定される発達障がい児者の数

- 広汎性発達障がい(自閉症スペクトラム障がい)の出現率は、人口の1~2%程度と見られている。(厚生労働省「みんなのメンタルヘルス総合サイト」より)これを大阪府の人口(平成27年国勢調査:884万人)に当てはめると、府内で**89,000~177,000人程度**の存在が想定される。なお、注意欠陥/多動性障がいは学童期の子どもの3~7%、学習障がいは人口の2~10%程度存在するものと見られている。(同サイトより)
- 文部科学省「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査(平成24年)」では、「知的発達に遅れはないものの、学習面又は行動面で著しい困難を示す(発達障がいの可能性があり特別な教育的支援を必要とする)」とされた公立小中学校の児童生徒の割合は、6. 5%と報告されている。



- これを大阪府内の小中学校の児童生徒の全体数(平成27年:69万人)に当てはめると、府内で**45,000人程度**の発達障がいのある児童生徒の存在が想定される。なお、上記の割合については、小学校1年生で見ると9. 8%となっており、全体の数値を上回っている。さらに、本調査については、支援学校や支援学級の児童生徒は対象とされていない。
- 府立の高等学校において「発達障がいにより配慮を要する生徒」として把握している人数は、平成28年度において**725人**とされている。この数字は、府立高等学校に在籍する生徒(平成28年:12.5万人)の0. 6%にあたる。

※児童生徒数は学校基本調査(平成28年5月1日時点データ)による

(2) 本プランにおいて支援の対象とする発達障がい児者について

- 発達障がいの出現率等については、上記のとおり研究や報告によってその数値に幅があり、その一方で、一部の専門家等からは従来の報告を上回る出現率も示唆されている。
- また、乳幼児期においては発達障がいの早期発見の重要性が認識され、早期に発達障がいの診断を受ける子どもが増えて支援体制の整備が進みつつある一方で、成人期の発達障がい者については、その支援体制が整備されていないために実態が十分に把握されていないという状況もある。
- さらに、成人になってから不適応を生じて発達障がいの可能性を示唆される人の中には、従来の支援の枠組みに乗らないために実態を把握されていない群もあるものと推測される。
- 一方で、発達障がいの診断を受けながらも様々な支援や周囲の配慮等により、大きな生きづらさを感じずに日常生活を送っている人もいる。

以上より、本プランにおいては、現状の研究や報告で把握されている以上の発達障がい児者が存在する可能性が高いという想定のもとに、発達障がいの診断を受けている人に加え、広く発達障がいの可能性がある人や未診断の人も支援の対象とし、これらの人人が支障なく日常生活を送ることができることを目指すものとする。

発達障害者支援法の改正

発達障害者支援法の一部を改正する法律（平成28年法律第64号）が平成28年8月1日から施行されました。切れ目ない支援の重要性を改めて規定し、法律施行から10年間の成果と社会情勢の変化を踏まえた全般的な見直しが行われました。

特に教育面では、発達障がいがある子どもが他の子どもと一緒に教育を受けられるように配慮することや、個別の教育支援計画の作成、いじめ防止等の対策推進などが新たに規定されています。

また就労面では、正当な能力評価に基づく適切な雇用機会の確保、適切な雇用管理による雇用の安定などが、新たに事業主に求められています。

この他、刑事事件などの手続きや裁判で不利にならないように、意思疎通の手段の確保のための配慮や、支援体制の整備を図るため関係機関等による地域協議会の設置などの規定が新たに設けられました。

障害者雇用促進法の改正

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第46号）のうち、法定雇用率の算定基礎の対象に、新たに精神障がい者を追加する改正が平成30年4月1日から施行されます。先に、精神障がいに発達障がいが含まれる旨の改正が、平成25年の同法の公布と同時に施行されていますので、これらを合わせると、平成30年度からは発達障がい者も法定雇用率に算定されることになります。

また、平成28年度には事業主に過重な負担がかからない範囲で、障がい者が職場で働くにあたって支障を改善するための措置を講ずることも義務付けられました。

(参考)障がい者の法定雇用率が平成30年4月1日から以下のとおりになります。

- 民間企業については、2.2%（平成30年4月から3年を経過する日より前に2.3%）【現行2.0%】
- 国及び地方公共団体並びに特殊法人については、2.5%（平成30年4月から3年を経過する日より前に2.6%）【現行2.3%】
- 都道府県等の教育委員会については、2.4%（平成30年4月から3年を経過する日より前に2.5%）【現行2.2%】

障害者差別解消法の施行

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）は、障がい者差別の解消を推進することにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現を目的として、平成28年4月に施行されました。

法では、行政機関等に対し不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供を禁止し、事業者に対しては不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供を努力義務として定めています。

大阪府においては、法施行時と同時に大阪府障がい者差別解消条例を施行し、啓発活動と相談等の体制を車の両輪として差別解消に取り組んでいます。

障がいを理由とする差別をなくすことは、すべての人にとって暮らしやすい社会につながります。引き続き合理的配慮の概念を始めとする差別解消に関する認識が、社会全体で共有し、浸透されるよう法の趣旨の普及と障がい理解を促進する啓発の充実を図ってまいります。

2. プランの推進にあたって

◆ プランの推進にあたっての留意点

市町村との役割分担と連携

児童福祉法の改正（平成24年度）により、障がい児の通所サービスの実施主体が市町村に移管され、障がい者施策と同様、障がい児の発達支援については市町村がその役割を担っています。

このため、発達障がい児者に対する支援については、市町村がその体制整備に取り組んでいますが、大阪府としては、専門的・広域的な観点から、市町村の取組が円滑に進むよう、また市町村間で格差ができるだけ生じることのないよう、市町村と連携して必要な支援を行っていきます。

民間との連携による施策推進

これまでの右肩上がりの時代のように、行政が多くの領域をカバーすることは、今後ますます難しくなります。これからは、民間のみなさまとの幅広い連携やネットワークによって、社会を支えていく必要があります。

このため大阪府では、民間企業との対話を通じ、「公」と「民」がwin-winの関係で連携をし、府内の地域活性化や社会課題の解決に向けた取組みを進めています。発達障がい児者支援についても、こうした観点から可能な取組については積極的に民間企業との連携を図っていきます。

施策対象の考え方

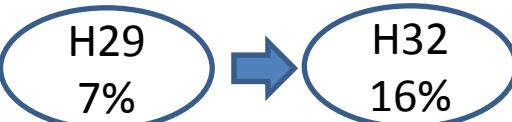
先の「新しいプランの策定にあたり踏まえるべき社会状況の変化」での整理のとおり、支援の対象とすべき発達障がい児者の考え方、数については前プランを踏襲することとします。

施策の評価

これまで主に事業の実績をもとにそれぞれの取組を評価してきました。実績が上がることによって、想定していた事業の効果が得られている、目的が達成されているという考え方で、これらは毎年厳しく精査されますので、今後も最も基本的な評価の尺度であることに変わりありません。

それぞれの事業が進む一方で、事業の総体としての施策の評価はこれまで明確な位置づけがありませんでした。より効果的な取組を進めるためには、一段高い視点から状況を把握することが欠かせません。このためこのプランでは、計画期間を通じ府民の発達障がいに対する意識に関する指標を設定し、施策の効果を測ることとします。

家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合

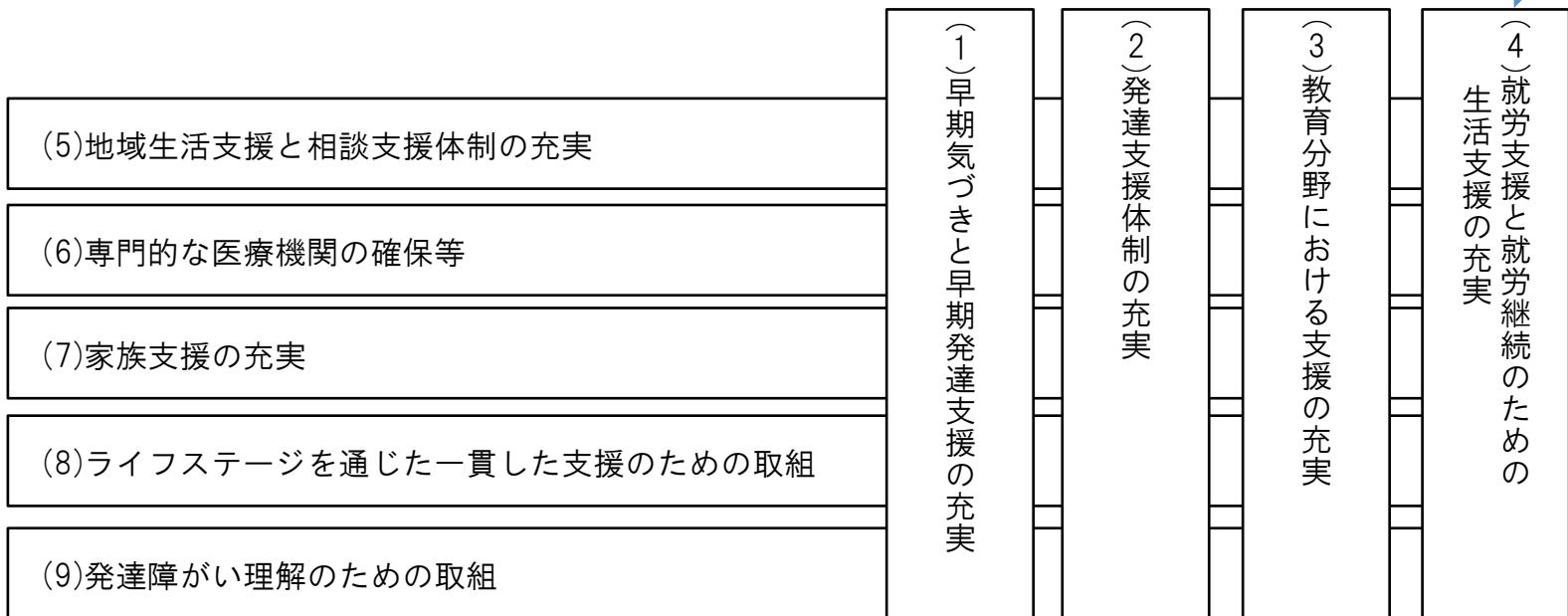


3. 施策の体系と具体的な取組について

◆ 施策の体系

- ・ ライフステージに応じた支援を基本に切れ目ない支援を図ります。
- ・ 併せて、ライフステージを通じた支援でこれを補完します。
- ・ タテとヨコの支援を充実して、全体として支援のすき間を最小化していきます。

〈ライフステージに応じた取組〉



◆具体的な取組について

次のページから、それぞれのステージでの現状と課題を踏まえた目標を設定し、その実現のための取組を整理しました。

(1) 早期気づきと早期発達支援の充実

現状と課題

(現 状)

- ◆ 乳幼児健診精度の向上については、「発達障がいの早期発見のための問診項目」を導入した問診票への改訂が進み、健診に携わる保健師の研修も進んだ。

：問診票の改訂状況 全市町村で1歳6か月児及び3歳児健診の問診票を改訂（～H28）

：保健師研修の受講数 389名（H25～H28）

- ◆ 気づきを支援する人材の育成については、幼稚園教諭・保育士等に対する研修の実施や市町村による取組により幼稚園・保育所等における発達障がいの理解は一定の広まり。

：幼稚園教諭・保育士等研修の受講数

　合同講座（基礎研修） 591名（H25～H27）

　演習を含む研修（応用研修） 296名（H25～H28）

：幼稚園教諭・保育士・保育教諭を対象とした発達障がいに関する研修の機会を確保している市町村 41市町村（府や他機関研修の活用を含む）

(課 題)

- 早期発見・気づきを適切な支援に確実につなげていく仕組みづくりと、その見える化。

目指すべき姿

- 乳幼児健診を中心とした早期発見と、それぞれの子どものニーズに応じた支援が受けられる体制が整っている。



成果指標

医療と福祉の連携体制の構築（確保）

今後取り組む施策

- 医療と福祉の連携強化による早期発見・気づきを支援につなげる仕組みづくり（相談機能・地域の支援力の拡充を含む）
 - ： 医療機関向けに発達障がいに関する福祉サービス等の情報提供ツールを作成し、ネットワーク登録医療機関をはじめ、発達障がいの診断が可能な医療機関に配付することで、受診後の支援がスムーズにつながる仕組みをつくります。
 - ： 2次医療圏毎に1か所程度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図ります。また、支援ツールの作成と活用によって、ネットワーク登録医療機関における医療と福祉の連携の強化を図ります。（「（6）専門的な医療機関の確保等」から再掲）
 - ： 乳幼児健診時における早期の気づきや早期療育へのつなぎを強化するための市町村における自主的な取組を支援するため、これまで別日程で実施してきた保健師を対象とした研修は、既存の研修の中で対応することとして継続することを検討します。
 - ： H25～28年度に府内全市町村が改訂した、発達障がいの早期発見のための問診項目を取り入れた乳幼児健診問診票の効果的な活用に向けた支援を実施します。
- 保育士・幼稚園教諭・保育教諭など、就学前の子どもにかかる支援人材の継続的な育成
(子どもを通じて見られる保護者の発達障がいへの支援なども含む)
 - ： 発達障がいの可能性のある子どもに適切な支援・配慮を行えるよう、研修機会の確保に努めるとともに、保護者の発達障がいへの支援に関してカリキュラムの検討、開発を進めます。
- 保護者の理解を助ける社会性発達評価装置（かおテレビ）を導入する市町村の支援
 - ： すでに導入している市町村への支援を確実に実施するとともに、他の市町村でも活用が進むよう情報提供等に努めます。

(2) 発達支援体制の充実

現状と課題

(現 状)

- ◆ 大半の市町村では、療育拠点を活用した個別療育を実施している。また、独自に個別療育を実施する動きもある。

	H25	H26	H27	H28
療育拠点利用児数	389	387	373	373
市町村個別療育定員数	305	407	497	570

- ◆ 放課後等デイサービスを中心に障がい児通所支援事業所が増加。人材育成や機関支援を実施している。

- ：障がい児通所支援事業所への機関支援 243事業所等 (H24～28)
- ：事業所向け研修 延1,806事業所・3,711名が受講 (H24～H28)

(課 題)

- 増加する障がい児通所支援事業所に対し、発達障がいのある子どもの個々の特性を踏まえた適切な支援ができるノウハウを支援することによって、身近なところで質の高い支援が受けられる体制を整えていく必要。

目指すべき姿

- 療育拠点が地域の発達障がい児支援のレベルアップのための中心的な役割を果たしている。
- 発見・気づきの受け皿として、より身近なところで、子どもの状態に応じた質の高い支援が受けられる体制が整っている。



成果指標

機関支援を受けた事業所数（確保）

※府内の指定障がい児通所支援事業所数（政令市除く）

H25.4	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4
248	378	532	744	1,025

今後取り組む施策

- 療育拠点の中核的機能の維持
- 障がい児通所支援事業所に対する機関支援
 - ： 府内6カ所の発達障がい児療育拠点が有する発達障がい児支援の専門的なノウハウを活用し、圏域内の児童発達支援センター（※）、児童発達支援・放課後等デイサービス事業所等の障がい児通所支援事業所を対象とした機関支援を実施します。また、療育拠点と機関支援を受けた事業所を中心とした圏域における事業所との連携を進め、発達障がい児支援の一層の充実を図ります。
- 平成30年度からの第1期障がい児福祉計画に関する国的基本指針では、平成32年度末までに各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とするとされ、府においても同様の考え方をしています。
- 市町村が実施する療育機会確保の取組に対する支援
 - ： 発達障がいに特化した個別プログラムに基づく専門療育の機会を確保（療育拠点の活用や市町村が独自に確保）する市町村の取組を支援してきました。引き続きより身近な場所での機会確保が進むよう支援に努めます。

コラム：大阪府発達障がい児療育拠点について

- ◇平成17年から21年にかけて発達障がい児の個別療育を実施する拠点として、大阪府が複数の社会福祉法人に委託して府内6カ所に設置しました。
- ◇平成24年の児童福祉法改正以降は、各市町村の委託事業として個別療育を実施しています。
- ◇単に子どもの療育を実施するだけではなく、保護者支援を組み合わせて親子を支援することで、療育の効果を生活の場にも汎化させ、自立を支援しています。
- ◇こうした発達障がい児支援の専門性と実績を生かした、各圏域内の障がい児通所支援事業者への機関支援を、府から委託しています。

(3) 教育分野における支援の充実

現状と課題

(現 状)

- ◆ 通常の学級に在籍する児童生徒への支援については、実践研究校園での研究成果をとりまとめ、各学校園へ普及を図っている。また、平成27年度に全市町村に小・中学校の通級指導教室を設置した。
- ◆ 高等学校においては、高校生活支援カードの導入等により個別の教育支援計画を作成する学校が増加。また、研究校では生徒の特性把握の手法についての理解が進んだ。
：個別の教育支援計画作成 H25 47.1% → H28 66.7%

(課題)

- 障がい理解の一層の推進と、支援方法の普及（私立学校や大学も含む）、個別の教育支援計画の作成と活用を一層促進する必要。

目指すべき姿

- 支援が必要な子どもが在籍している全ての学校園で個別の教育支援計画が作成されている。
- 全ての学校園で発達障がいの理解が進み、支援方法の普及や個別の教育支援計画の活用などによって適切な支援が行われている。



成果指標

個別の教育支援計画の作成・活用（拡充）

今後取り組む施策

- 支援学校のセンター的機能の発揮
 - ： 府立支援学校が支援教育におけるセンター的機能を発揮し、小・中学校等で学ぶ支援の必要な児童生徒に関して、学校（教職員や保護者）からの支援要請に即応できる体制の整備を図ります。
- 教育センターの研修等による子ども理解の促進と、指導・支援方法の充実
 - ： 発達障がい等支援を必要とする小・中学校等の児童生徒に対する支援体制を充実するため、組織強化に必要なノウハウや効果的な学校運営の在り方について研究を行います。
 - ： 発達障がいをはじめとする全ての障がいのある子どもの理解を深めるため、講義・演習、実践交流等を中心に、支援学校の初任者研修や10年経験者研修の法定研修をはじめ、市町村立学校の教員を対象とする研修を実施します。
- 「個別の教育支援計画」の作成・活用の一層の促進
 - ： 通級指導教室で指導を受ける児童生徒など、通常の学級に在籍する児童生徒の「個別の教育支援計画」の作成・活用を促進します。また、実践報告等を通して情報交換を行い、「個別の教育支援計画」の作成・活用上の課題等を共有することで、府内公私立の幼、小・中学校、高等学校、支援学校等での「個別の教育支援計画」作成の促進と効果的な活用、学校間の引継ぎ・連携の推進を図ります。
 - ： 府立高校入学時に生徒・保護者が記載する「高校生活支援カード」を活用し、生徒の状況や本人・保護者のニーズを把握し、入学後の生徒の支援を図ります。
 - ： 府立高校にエキスパート支援員（臨床心理士）、学校生活支援員（学習支援員、介助員）、看護師を配置し障がいのある生徒の高校生活を支援します。

➤ 大学での取組に関する国の施策との連携

： 発達障がいのある学生に対する学内での支援体制や学外の支援機関との連携の状況等を踏まえ、学内体制の整備や学外の支援機関とのつながりをサポートする方策を検討します。

➤ この他の教育分野における支援の取組

： 知的障がいや発達障がいのある生徒が在籍する高校に対し、校内支援体制や仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校等から指定した支援教育サポート校（4校）が、訪問・来校相談することにより、高校における支援教育力の充実を図ります。

： 平成25年度より2年間実施した「通常の学級における発達障がい等支援事業」の研究成果を取りまとめた資料「すべての子どもにとって『わかる・できる』授業づくり」を、府ウェブページに掲載するとともに、研修会等で普及に努めます。

： 学校教育法施行規則等の改正により、平成30年度より制度化される、高校における通級による指導について実施方策等を検討します。

(4) 就労支援と就労継続のための生活支援の充実

現状と課題

(現 状)

- ◆ 就労系障がい福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援A型・B型）において、障がい特性に配慮した職業準備訓練等の就労支援を実施
- ◆ 障害者職業センターにおける職業評価や職業準備訓練等を活用
- ◆ 公共職業訓練による、発達障がいのある人を対象とした職業訓練を実施：訓練定員410人（H28）
- ◆ 発達障がい者等を雇用する企業等に対して、障がいへの理解促進や職場定着への支援を実施
- ◆ 企業の従業員を職場サポーターとして養成する研修を実施（採用コース、雇用管理コース）
：研修参加者数 205名（H27～28）

- ◆ 企業の実情（従業員や職場状況等）やニーズに応じた効果的な雇用管理手法の導入を促進

：雇用管理手法の検証・普及として延べ102件導入
(H27～28)

(課 題)

- H30の障がい者の雇用率改定を見据え、関係機関と連携し、引き続き企業等への理解の促進、定着支援の強化、就労し社会生活を送るための支援に取り組む必要

目指すべき姿

- 企業の理解と支援体制の整備が進み、発達障がいのある人の就労、職場定着が進んでいる。



成果指標

発達障がいを含む障がい者の法定雇用率の達成
(拡充)

(参考)

障がい者の法定雇用率について、平成30年4月1日からは以下のとおり

- 民間企業については2.2%
(平成30年4月から3年を経過する日より前に2.3%)【現行2.0%】
- 国及び地方公共団体並びに特殊法人については2.5%
(平成30年4月から3年を経過する日より前に2.6%)【現行2.3%】
- 都道府県等の教育委員会については2.4%
(平成30年4月から3年を経過する日より前に2.5%)【現行2.2%】

今後取り組む施策

▶働きたい・働き続けたい人への支援の取組（生活スキルの習得機会の確保を含む）

- ： 就労系サービス事業所に通う発達障がい者が、社会生活を送る上で必要なコミュニケーションや生活スキルを身につけ、就労準備性を高めることができるよう、事業所の支援力を向上するための研修やセミナーを実施します。
- ： 就労に関する障がい特性の理解や、ジョブマッチングが実現できるよう、これまで実施してきた府内の就労移行支援事業所等の従業者を対象としたアセスメントプロフィールの研修の成果を踏まえた対応を検討します。
- ： 障がい者をはじめとする求職者の就業支援を行うOSAKAしごとフィールドにおいて、カウンセリングやセミナー、職場体験の実施などを通じて、就職から定着まで一貫した就業支援サービスを提供します。
- ： 障害者職業能力開発校や高等職業技術専門校、民間委託等による公共職業訓練において、引き続き発達障がいのある求職者や企業ニーズを踏まえた訓練を実施するとともに、より効果的な訓練について検討します。

▶企業等への理解の促進、定着支援の強化のためのさらなる取組

- ： 障がい者雇用の対象となる発達障がい者（精神障がい者に含まれる）の雇用や職場定着の促進に向け、企業の人事担当者等を職場内サポーターとして養成する研修を実施するとともに、障がいのある従業員の雇用管理手法について、企業への広報や雇用管理ツールの使い方セミナーなどを通じた普及を図ります。
- ： 大阪労働局との共催により、企業の従業員が職場内の応援者（精神・発達障がい者しごとサポーター）となっていただくための講座を開催します。
- ： 発達障がいのある人の職場定着支援に必要な情報を、本人、職場、支援機関で共有するためのツール（就労サポートカード）を作成し、周知・普及を図ります。

▶就労の継続を支える生活支援を担う仕組みづくり

- ： 府内18カ所の障害者就業・生活支援センター及び平成30年度からスタートする就労定着支援事業において、企業、福祉施設、医療機関等と連携し、障がい者の就業に伴う日常生活、社会生活上の相談・支援を提供します。

(5) 地域生活支援と相談支援体制の充実

現状と課題

(現 状)

- ◆ 相談窓口（ひきこもり、生活困窮、生活保護、就労等）のための発達障がいの可能性のある方への支援プログラムを策定（H26、H27）。
- ◆ 発達障がい者支援コーディネーターの派遣により機関支援を実施。支援マニュアルを策定（H27）。
：機関支援の実施件数 75事業所（222回）

(課 題)

- 地域の支援機関に対する発達障がいの啓発とスキルアップ
- 地域自立支援協議会を核とした地域支援のあり方
- 改正法で位置づけられた司法手続における配慮への対応

目指すべき姿

- それぞれの人のニーズに応じて、相談や支援が受けられる体制が整っている。
- 発達障がいのある人の地域での生活を支える支援機関のネットワークが構築されている。



成果指標

市町村での地域支援マネージャーの活用（拡大）

今後取り組む施策

- 相談、支援に関わる人材の意識アップ、スキルアップ（子どもを通じて見られる保護者の発達障がいへの支援なども含む）
 - ： 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）において、府域の発達障がい児者支援を総合的に行う拠点として、専門的な相談支援や機関コンサルテーション、関係機関への情報提供、連絡協議会等を実施します。
 - ： 地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することにより、相談支援に従事する人の資質の向上を図ります。
 - ： 保護者の発達障がいへの支援に関するカリキュラムの検討、開発を進め、相談、支援に関わる人材育成への活用を検討します。
 - ： 発達障がいと重度の知的障がいが重複するなど強度行動障がいを呈している人に対して、適切な支援を行うことができる人材及び適切な障がい特性の評価や支援計画の作成ができる人材の育成を進めるとともに、府立施設を中心にその専門性を活かし、民間施設等に対する支援ノウハウ提供等のバックアップ機能を果たすことができるよう条件整備に努めます。
- 地域で支えるネットワークづくりの支援強化（地域自立支援協議会を核としたネットワーク強化を含む）
 - ： 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能・地域の支援力を拡充します。
 - ： 地域での見守りを担う人材（民生委員・児童委員など）が発達障がいへの理解を深めることができるように支援していきます。

- 司法手続きにおける配慮への対応
 - ： 司法手続きに関する機関において障がいの特性をはじめとした発達障がいに関する理解が進むよう、それぞれの機関が主体的に対応する職員に対する研修への講師の派遣や、個別のケースの必要に応じたアドバイスなどについて、府内の発達障がい者支援センターをはじめとする関係機関が連携して対応していきます。

(6) 専門的な医療機関の確保等

現状と課題

(現 状)

- ◆ H25以降、臨床での実習を踏まえた専門的な養成コースを設定し、発達障がいの診断ができる医師の養成を実施。
- ◆ H28からは、対象をこれまでの小児科医師に、精神科医師も加え研修を実施している。
：専門医師養成研修受講者数 94人（H25～H28）

(課 題)

- 専門医師養成研修の受講者の多くは小児科医師であり、今後成人期の診断等に対応できる医療機関の拡充が必要
- 発達障がいの診断等に係る医療機関ネットワークへの登録医療機関の拡充をはかり、情報の公開を検討する必要

目指すべき姿

- 発達障がいの診断が受けられる医療機関の情報に容易にアクセスできる。
- 子ども・大人に関わらず、より身近なところで専門的な診断・診療を受けることができる。



成果指標

ネットワーク登録医療機関での診察待ち時間（短縮）

今後取り組む施策

➤ 発達障がいの診断等に係る医療機関に関する情報の公開

- ： 発達障がいの診断等に係る専門医療機関に関する情報は、大阪府のホームページでご覧いただけるようになりました（平成30年2月から）。今後は正確な情報提供に努めていきます。

➤ 医療機関相互の連携を進めることによるネットワークの再構築

- ： 医療機関のネットワークは、現在のネットワーク登録医療機関のうち、医療計画に位置付けられる医療機関を中心に、それぞれの機能を活かした連携が進むよう再構築します。
- ： 2次医療圏毎に1か所程度、圏域の医療機関の研修や診療支援の機能を備える医療機関を確保し、圏域における医療機関同士の連携を図ります。また、府が作成する支援ツールの活用等を通じて、ネットワーク登録医療機関における医療と福祉の連携の強化を図ります。

➤ 発達障がいの診断ができる専門的な医療機関の確保

- ： 発達障がいの確定診断が可能な医療機関の拡充を図るため、小児科医、精神科医を対象とした養成研修を実施してきましたが、なお診察待ち時間が長い状況であるため、ネットワーク登録医療機関での診察待ち時間を短縮できるよう専門医師を養成し医療機関の確保に努めます。

(7) 家族支援の充実

現状と課題

(現 状)

- ◆ H25から療育拠点及び市町村でペアレント・トレーニングを実施するとともに、ペアレント・トレーニングを実施するインストラクターの養成を実施。
 - ：インストラクター養成数 120名 (H26～H28)
 - ：ペアレント・トレーニング実施市町村 19市町村 (H28時点)
- ◆ ペアレント・メンターは、H26より養成、H27より活動を開始。
 - ：ペアレント・メンター登録数 37名 (H28時点)
 - ：ペアレント・メンター活動件数 13件 (H27～H28)
- ◆ 福祉と教育の連携のもと、市町村「家庭教育支援チーム」等に対して、アクトおおさかによる機関支援を実施し、一定の支援スキルを獲得してもらっている。

(課 題)

- ペアレント・トレーニングは、府内全域で家族支援が展開されるよう、インストラクターの養成を進めるとともに、市町村の取組を支援する方策について検討が必要。
- ペアレント・トレーニング以外の家族支援の方策についても検討が必要。
- ペアレント・メンターは実績を積み上げていく必要。

目指すべき姿

- それぞれの人のニーズに応じた支援の一環として、家族支援が実施されている。
- 家族のニーズに対応できる支援方法とその機会が整っている。



成果指標

市町村での保護者支援プログラムの受講機会（拡大）

今後取り組む施策

- ペアレント・トレーニングが市町村等で実施されるよう引き続き支援（対象や実施方法の充実を含む）
 - ： 市町村等におけるペアレント・トレーニングの実施を推進するため、実地での訓練を中心とした導入支援を実施します。
 - ： また、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、導入後においても取組を継続できるよう市町村をバックアップして行きます。
- ペアレント・メンター活動の普及
 - ： 早期の家族支援を図るため、小学生までの低年齢児の保護者を対象とした活動を中心に、活躍の場の拡充をめざします。また、こうしたことによって認知を高め、活動の普及を図ります。
 - ： このため、スキルアップを目的とした研修を実施するとともに、コーディネーターを配置しメンター事業の総括やメンターへの支援を行うなど、円滑な事業の運営に努めます。
- ペアレント・プログラム等の市町村への導入に関する支援方策の検討
 - ： ペアレント・プログラム等の導入にあたり、検討のための導入研修を実施するなど市町村を支援していくとともに、導入後においても、フォローアップの機会の提供や、実施市町村の交流・情報交換の場の設定など、取組を継続できるよう市町村をバックアップする方策を検討します。

(8) ライフステージを通じた一貫した支援のための取組

現状と課題

(現 状)

- ◆ H26に「支援の引継等に関する手引」を作成し関係機関に配布。市町村において支援の引継ぎのための取組が行われている。

：サポートファイル作成市町村 24市町村

：支援の引継の場を設定している市町村 27市町村

- ◆ H28に実施した「引継の手引に関するアンケート」では、全体の65%の機関が引継を「全ケースで実施」「ほとんどのケースで実施」と回答。一方で、引継の方法や関係者間や家族との共通認識には課題もある。
- ◆ 支援の現場からは、発達障がいのある人自身やその家族の高齢化への対応を懸念する声もある。

(課 題)

- 支援の引継ぎの適切な実施・取組の充実に向けた支援。
- ライフステージを通じて寄り添うことができる相談体制の確立。

目指すべき姿

- 本人や家族の同意を前提に、進学や就職の場合においても必要な支援の情報が引き継がれ、切れ目ない支援が受けられる。
- ライフステージを通じて一貫して相談できる機関として、相談支援事業所がその役割を果たしている。



成果指標

引継ぎの実施率（引き上げ）

今後取り組む施策

- 事実上の引継ぎ情報の共通化を目指し、好事例の情報発信とその定着を促す
 - ： 平成28年度に実施した引継ぎの実施状況調査では、引継ぎ様式の統一を求める声もありましたが、既に取組が進みつつある現状に鑑み敢えて統一はせず、必要な項目が引き継がれるよう、好事例の情報発信をしていくことで事実上の共通化を目指していきます。
 - ： 教育センターが実施している各研修において、個別の教育支援計画の作成から活用、また切れ目のない支援の実現に必要な情報の引継ぎの必要性・重要性について講義を行うとともに、各校の実践交流から得られた事例や情報を共有・発信します。また、外部講師等を招へいし、専門的な見地からの講義等により、効果的な活用・引継ぎの在り方について理解を深めます。
- 発達障がいに係る地域での相談支援体制の充実
 - ： 大阪府発達障がい者支援センター（アクトおおさか）に配置する「発達障がい者地域支援マネージャー」を派遣し、市町村の支援体制の整備に向けた相談や助言、困難なケースにかかるコンサルテーション、市町村内の事業所のニーズに応じた研修等を実施するなど、市町村の自立支援協議会を核としたネットワークを強化することで、相談機能、地域の支援力を拡充します。（「（5）地域生活支援と相談支援体制の充実」から再掲）

(9) 発達障がい理解のための取組

現状と課題

(現 状)

- ◆ 発達障がい啓発週間に中心に、シンポジウムの開催や主要な建築物のライトアップ等の啓発活動を実施。また、理解促進のための広報媒体を作成し配布。

【主な啓発物】

- ：乳幼児の保護者の理解促進のためのリーフレット (H25)
- ：医療機関向けリーフレット (H26)
- ：啓発ポスターの作成・配布 (H26)

- ◆ 市町村においても啓発活動が拡大。

- ：発達障がいの啓発のための取組を実施する市町村数
H25 30市町村 → H28 41市町村

(課 題)

- 発達障がい啓発週間に合わせた活動の継続と、障害者差別解消法の考え方の普及に合わせた訴求機会の拡大。

目指すべき姿

- 府民が発達障がいの特性を理解し、その人の特性に応じた合理的な配慮ができる。このことによって、障がいのある人もない人もともに暮らしやすい社会が実現している。



成果指標

家庭や学校、職場で発達障がいの人又はその可能性がある人がいる時、どのように接したらいいか知っている府民の割合（引き上げ）

今後取り組む施策

➤ 「世界自閉症啓発デー」「発達障がい啓発週間」における啓発活動の継続

： 世界自閉症啓発デー及び発達障がい啓発週間において実施してきたシンポジウム、ブルーライトアップは今後も継続していきます。また、啓発の効果をより高めるための取組を検討します。

➤ 発達障がいに対する理解促進の取組（合理的配慮を含む）

： 発達障がいがあっても周囲の理解や配慮があれば制約を受けずに生活していくことができます。差別解消法の施行を契機に、ニーズを把握し必要な配慮を提供する体制の整備が進みつつありますが、一層の障がい理解を進めるため、発達障がいがある人の状態を把握するための様々な手法（各種のアセスメントプログラムやＩＣＴ機器を活用した情報格差の解消など）の普及や、啓発、相談体制の充実等に努め、障がいの有無にかかわらず、だれもがいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざします。

4. 目指すべき姿（一覧・再掲）

目指すべき姿	
(1) 早期気づきと 早期発達支援の充実	➤ 乳幼児健診を中心とした早期発見と、それぞれの子どものニーズに応じた支援が受けられる体制が整っている。
(2) 発達支援体制の充実	➤ 療育拠点が地域の発達障がい児支援のレベルアップのための中心的な役割を果たしている。 ➤ 発見・気づきの受け皿として、より身近なところで、子どもの状態に応じた質の高い支援が受けられる体制が整っている。
(3) 教育分野における 支援の充実	➤ 支援が必要な子どもが在籍している全ての学校園で個別の教育支援計画が作成されている。 ➤ 全ての学校園で発達障がいの理解が進み、支援方法の普及や個別の教育支援計画の活用などによって適切な支援が行われている。
(4) 就労支援と就労継続の ための生活支援の充実	➤ 企業の理解と支援体制の整備が進み、発達障がいのある人の就労、職場定着が進んでいる。
(5) 地域生活支援と 相談支援体制の充実	➤ それぞれの人のニーズに応じて、相談や支援が受けられる体制が整っている。 ➤ 発達障がいのある人の地域での生活を支える支援機関のネットワークが構築されている。
(6) 専門的な医療機関の 確保等	➤ 発達障がいの診断が受けられる医療機関の情報に容易にアクセスできる。 ➤ 子ども・大人に関わらず、より身近なところで専門的な診断・診療を受けることができる。
(7) 家族支援の充実	➤ それぞれの人のニーズに応じた支援の一環として、家族支援が実施されている。 ➤ 家族のニーズに対応できる支援方法とその機会が整っている。
(8) ライフステージを通 じた一貫した支援のため の取組	➤ 本人や家族の同意を前提に、進学や就職の場合においても必要な支援の情報が引き継がれ、切れ目ない支援が受けられる。 ➤ ライフステージを通じて一貫して相談できる機関として、相談支援事業所がその役割を果たしている。
(9) 発達障がい理解の ための取組	➤ 府民が発達障がいの特性を理解し、その人の特性に応じた合理的な配慮ができる。このことによって、障がいのある人もともに暮らしやすい社会が実現している。